

補足資料

財政健全化にむけたガバナンス —健全化法(国)、地方債(市場)、 債務調整(貸し手責任)、公的融資、 地方内部(住民統治)—

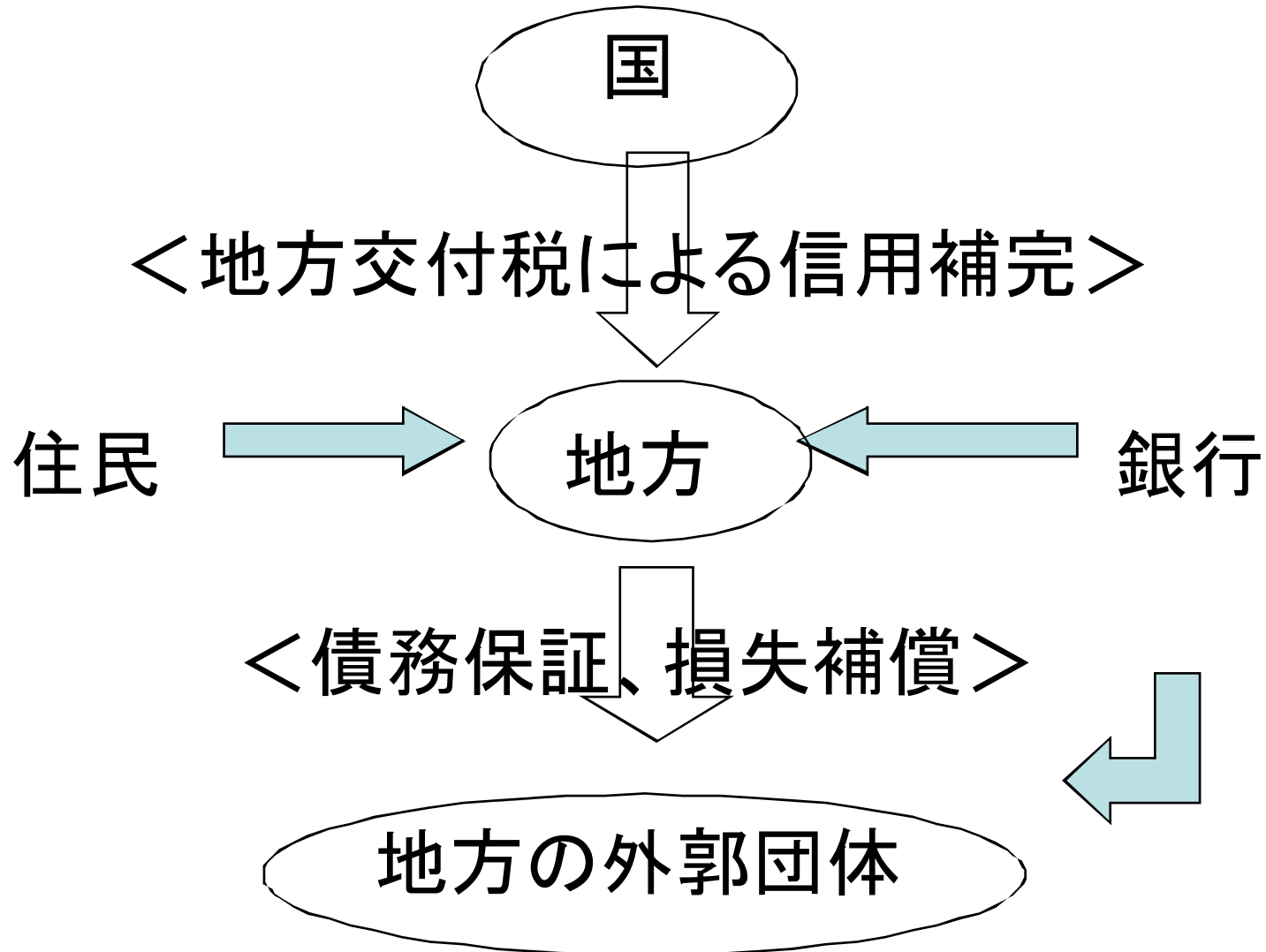
(一部、「日本の地方債市場」中里透 氏
(上智大学経済学部)の講演原稿を引用)

赤井伸郎

大阪大学大学院国際公共政策研究科

akai@osipp.osaka-u.ac.jp

責任曖昧なシステム



補助金の経済学

ソフトな予算制約の概念

ソフトな予算制約とは？状況

- 補助金の肥大化・非効率化を招いた根本的なメカニズムを経済学的に理解するためのひとつの概念⇒「ソフトな予算制約」
- 「ソフトな予算制約」とは、一言で言えば、予算制約が裁量性に任せられ、事後的に変更される可能性がある
- 「ソフトな予算制約」という概念を提唱：Kornai (1979、1980、1983)
- Kornai(1986b)では、生じる根拠を以下のように整理
 - A: 職の確保<＝社会的弱者救済という再分配目的
 - B: 対外的競争からの国内生産の保護<＝社会的弱者救済という再分配目的
 - C: 社会的弱者(貧者、障害者、病人、老人)の救済のための再分配政策<＝社会的弱者救済という再分配目的
 - D: 安全と安定の要求<＝最低限の生活保障、財源保障目的
 - E: 社会的に重要な一定の目的に奉仕している組織<＝国は社会を守るべきという国家保護者論、社会的外部性の内部化目的(効率性)

ソフトな予算制約が見られるケース： 目的・根拠で整理

- 1 非私有企業(最低限の生活保障)
- 独立採算では成立しえず、政府からの補助金または、「ソフト化」された補填補助金で存続
- サービス提供コストは実績主義に基づくものが多く、企業によるコスト削減努力は阻害されてしまう。
- 2: 公共投資プロジェクト(時間不整合性)
- 初期に楽観的な費用計算 ⇒ 事後的に費用超過分を公的財源で埋め合わせる
- 根拠は、 sunk cost ⇒ 事後的に見た効率性と事前の効率性が異なるという時間不整合性(time inconsistency)
- 事後的な費用補填が予想される場合には、初期の費用は過少に見積もられる歪みが生じてしまう。
- 3: 危機に瀕している私企業セクターおよび(商業銀行などの)中小企業(弱者保護のための再分配政策)
- 存続の危機に瀕する企業セクター ⇒ その時代における社会的弱者
- 政治的配慮により、特別の保護政策: 弱者保護のための再分配政策
- この場合、社会経済の変化に応じて対応しようとする企業努力は阻害されてしまう。

ソフトな予算制約が見られるケース2

- **4: 非営利団体(外部性)**
- 公的なサービスを提供するさまざまな非営利団体が存在
- ほとんどが政府からの財政的援助(補助金)によって存続
- 資金的に困難に陥った場合、政府からの追加補助を求めて存続
- 天下りなどにより政府と密接な関係がある場合、追加補助
- ソフト化の根拠は、非営利団体が公的に価値のある(正の外部性を伴う)事業⇒政府の補助金でまかなわれるべき
- この場合、団体の効率化努力は阻害されてしまう。
- **5: 補助を受ける地方政府(部局・省庁)(再分配、財源保障)**
- 中央政府から補助を受ける地方政府(部局・省庁)⇒事後的に、補助金が配布される
- ソフト化の根拠は、再分配や財源保障
- 地方政府(部局・省庁)の経営効率化努力は阻害されてしまう。

ソフトな予算制約とその帰結

	予算制約のタイプと帰結	
帰結の特徴	ハードな予算制約の帰結	ソフトな予算制約の帰結
存続・撤退	効率的な主体のみ存続 非効率的な主体は再構築	非効率的な主体も存続
成長	潜在能力による成長	補助による見せかけの成長
ニーズ（需要）への適応	社会ニーズに対応した 効率的財政経営	社会ニーズに対応しない 古い非効率的財政経営
不確実性と政策	リスク負担による 政策決定	リスクの責任転嫁 による政策決定
財政コスト	価格弾力的：スムーズな適応	価格非弾力（資源の枯渇）

2006年以降の動向(1)

- 2006年1月 総務省「地方分権21世紀ビジョン懇談会」設置
- 4月 地方債の発行が許可制から協議制に移行
- 5月 市場公募地方債の発行方式が合同条件決定方式に移行(総務省への委任をとりやめ)
- 6月 夕張市が財政再建団体の指定申請を表明
- 7月 「ビジョン懇」報告書公表
- 8月 市場公募地方債の発行方式の見直しについて公正取引委員会が見解を表明
総務省「新しい地方財政再生制度研究会」設置

- (以下資料では、一部、「日本の地方債市場」中里透 氏(上智大学経済学部)の講演原稿を引用)

2006年以降の動向(2)

- 2006年9月 市場公募地方債の発行方式が個別条件決定方式に移行
- 12月 「新しい地方財政再生制度研究会」報告書公表
- 2007年1月 総務省「債務調整等に関する調査研究会」設置
- 3月 夕張市が財政再建団体に移行
- 6月 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」可決・成立(早期是正措置を導入)
- 2008年1月 非居住者が保有する振替地方債の利子非課税措置の適用開始
- 4月 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」一部施行(健全化判断比率の公表)

健全化問題：視点1：転げ落ちた夕張

○ 財政破綻の原因

- (1) 過大投資：80年代後半に過大な観光事業を計画・実施
- (2) 過剰雇用：類似団体の2倍の職員数・人件費
- (3) 不適切な不動産取引：ヤミ起債による民間施設の取得

○ 機能しなかったモニタリング

- (1) 会計操作：出納整理期間を利用した赤字の付け替え
- (2) 不十分な議会のチェック：一時借入金の借入限度額は市議会の議決事項
- (3) 金融機関による安易な融資：「暗黙の政府保証」と「リスク・ウェイト0%」の問題

夕張市財政悪化の要因

要因1 炭鉱閉山後の社会環境基盤整備等の実施

夕張市は、昭和30年代以降平成2年までの間、炭鉱の閉山が相次ぎ、人口が激減するなど、地域経済社会構造が急激に変化。

その対策として、石炭産業に代わる観光の振興、住宅や教育、福祉対策に財政支出を行ってきた。

★ S35国調人口(ピーク)107,972人 → H17 13,001人 ▲88.0%

★ 投資的経費(普通建設事業費)の状況

・S54年度:4,790百万円 ・H1年度:6,911百万円(ピーク) ・H16年度:1,122百万円

※ 破産炭鉱会社が放置した老朽化の著しい住宅、浴場等のライフライン維持のための事業や閉山対策としての観光開発関連事業などの事業を実施。

★ 公債費が多額

- ・ 閉山後の社会環境基盤整備等の実施に伴い公債費の負担が多額となっている。
人口一人当たりの公債費(H16)を類似団体と比較すると、夕張市の約14万5千円に対して類似団体は約5万6千円で約3倍。

要因2 人口に比べ多い職員数

- ・ 人口千人当たり普通会計職員数(H16)は20.12人で類似団体10.20人と比較すると約2倍。
- ・ 人口一人当たりの人件費(H16)においても、夕張市の約20万円に対して、類似団体は、約9万5千円で約2倍となっている。

夕張市財政悪化の要因

要因3 収入の大幅な減少

人口の急激な減少に伴う税収入、普通交付税の大幅な減少に加え、産炭法失効(H13)に伴う産炭地域振興臨時交付金の廃止により、歳入が減少したが、これに対応した歳出削減が不十分であった。

- ★ S59年度税収(ピーク) 2,164百万円 → H17 947百万円
- ★ H3年度 普通交付税(ピーク) 6,991百万円 → H17 3,111百万円
- ★ S44~H13までの臨時交付金の交付総額67億円 (単年度平均約2億円)

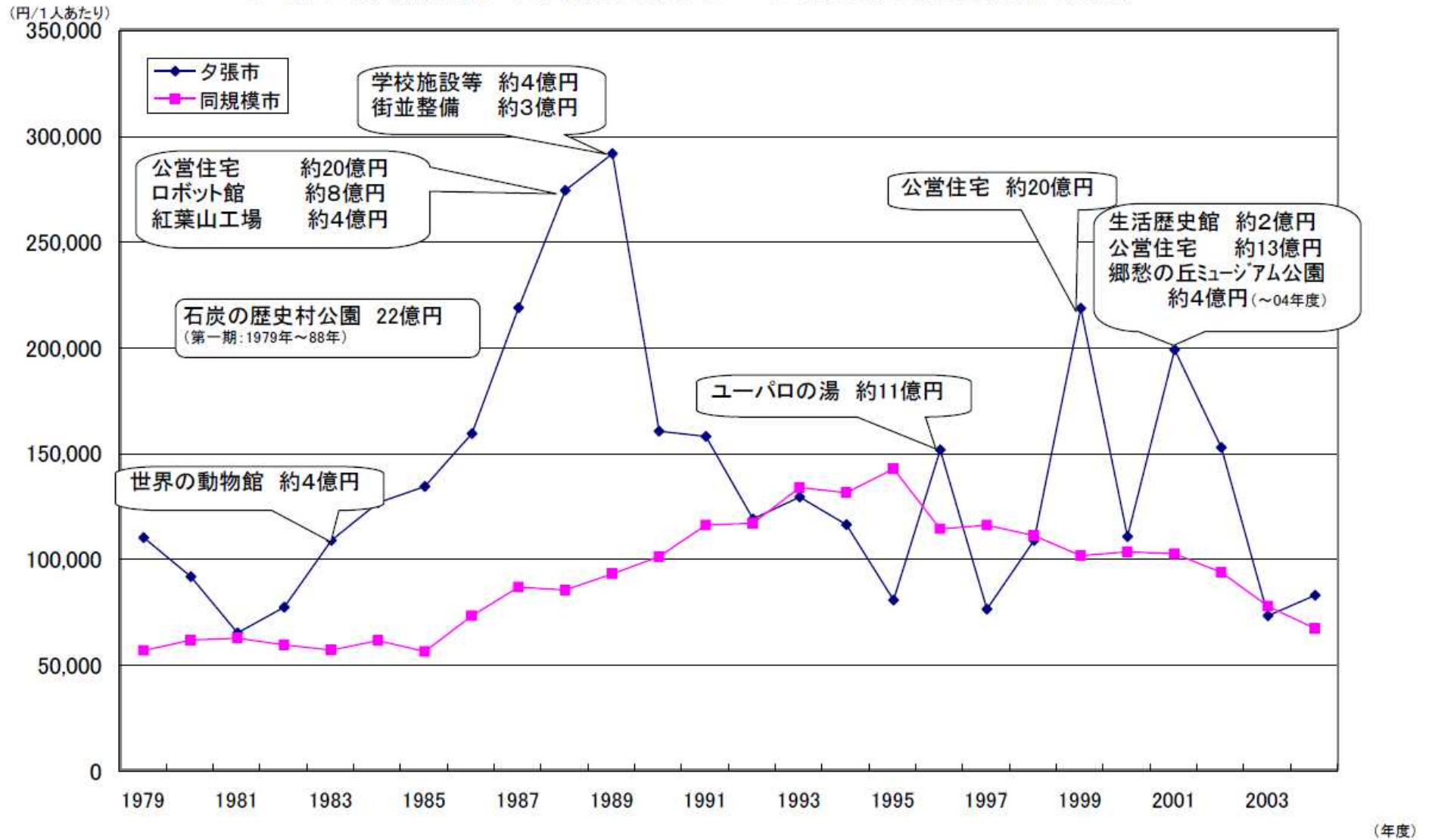
要因4 観光事業の構造的赤字と観光関連施設への投資

〈 構造的赤字要因 〉

- ・ 観光入込客数の大幅な減少
H3年度(ピーク) 2,305千人 → H10 1,991千人 → H18 1,160千人
- ・ 人件費の割合が高く収益性悪化
- ・ 老朽化、陳腐化の進んだ施設が多く競争力低下
- ・ 期間利益で借入金の返済を行えない返済超過の状態

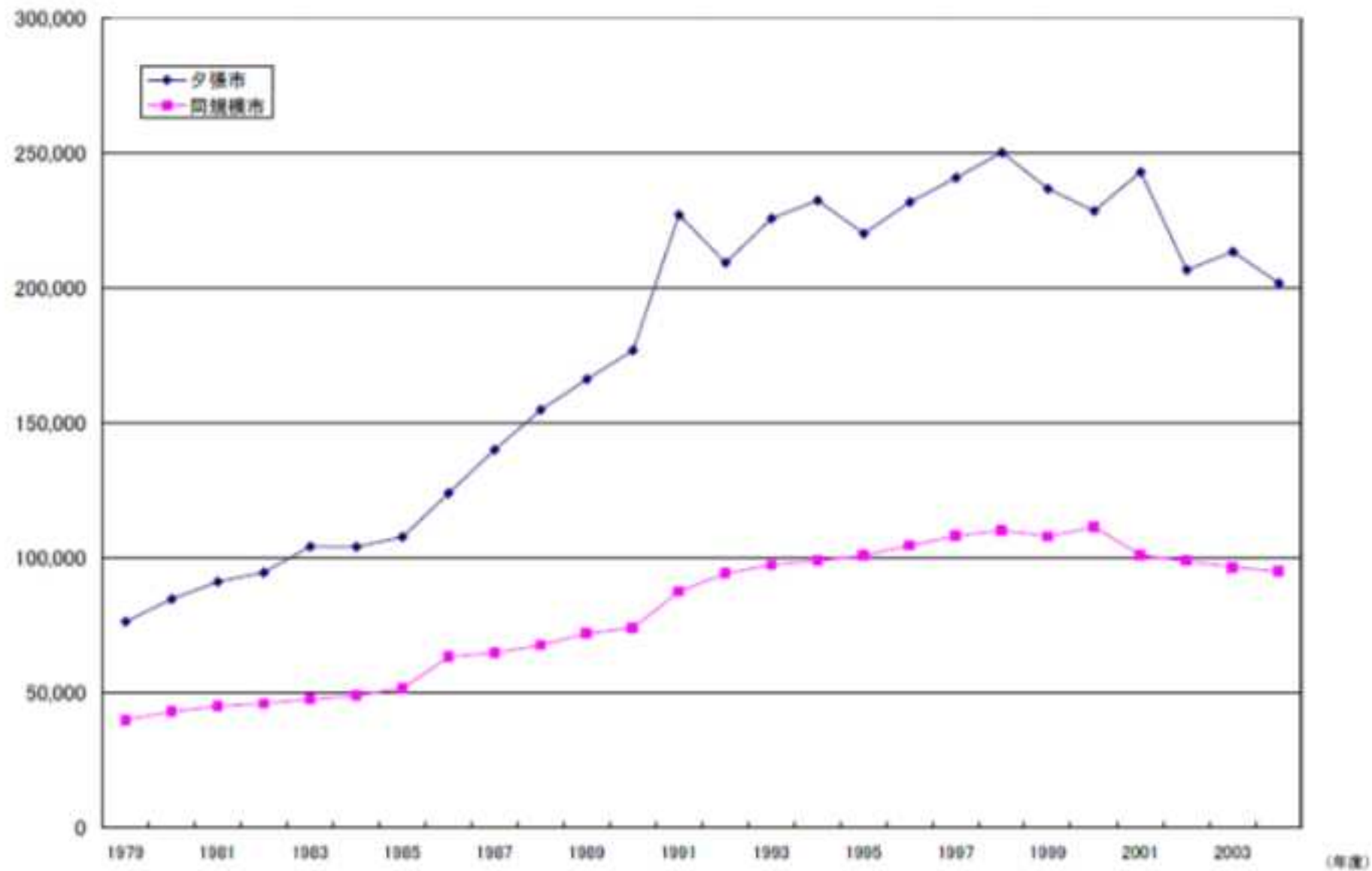
- ★ H8 ホテルシューパロ取得 20億円
- ★ H14 Mt. レースイ取得(ホテル、スキー場) 26億円

夕張市と同規模市の経費比較(人口一人あたり普通建設事業費)



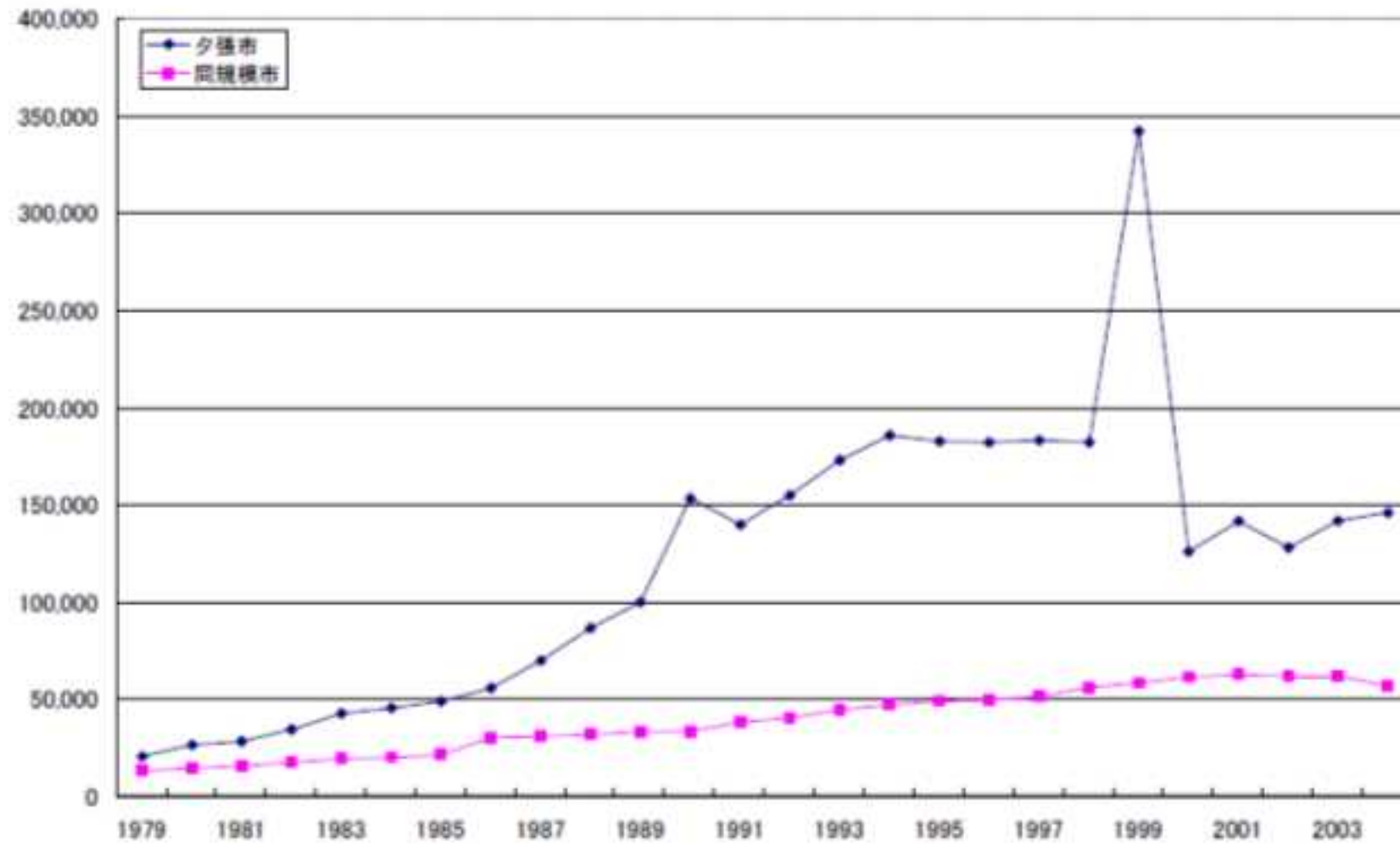
夕張市と同規模市の経費比較(人口一人当たり人件費)

(円/1人あたり)



夕張市と同規模市の経費比較(人口一人あたり公債費)

(円/1人あたり)



(単位)

健全化問題：視点2：
国によるガバナンス
—地方財政健全化法—

地方財政健全化法の経緯

地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(平成18年7月5日大田弘子座長)

2. 各論(3)いわゆる“再生型破綻法制”の整備背景・目的

この観点から、いわゆる“再生型破綻法制”の検討に早期に着手し、3年以内に整備すべきである。その際、透明なルールに基づく早期是正措置を講じ、それでもうまくいかなかった場合に再生手続きに入るという2段階の手続きとすべきである。これらの点を踏まえた、いわゆる“再生型破綻法制”の制度の概要を今秋までに作成・公表すべきである。

「基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日宮脇淳座長)

このため、新しい地方財政再生制度においては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームを構築すべきであり、以下のとおり具体的な提言を行うものである。

地方財政健全化法の経緯<2>

新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日宮脇淳座長)

- この半世紀あまりで、地方公共団体の行政活動は著しく多様化してきており、地方公共団体の活動を全体として捉え、その財政状況を住民が分かりやすく把握できるよう、必要なものの追加も含め財政指標の充実が必要である。
- 新しい地方財政再生制度においては、・・・特に、
 - ① 当該団体全体の財政運営上の問題を把握しその責任を明確化するという観点、
 - ② 地方公社や第三セクターの状況も含め、当該団体の潜在的なリスクも含めた中長期的な財政運営の健全化を図るという観点から、フロー・ストックの両面において必要な指標を用いるべき
- 今回の新しい再生制度においては、新たなフロー指標を設け、公営企業会計も連結して把握することにより、公営企業会計が悪化した結果、当該地方公共団体全体の新たなフロー指標が早期是正又は再生段階に至った場合には、当該公営企業会計を中心に早期是正又は再生スキームが適用されるものである。
- しかし、公営企業が供給する住民サービスは、上・下水道、病院など住民の日常生活に欠くことのできないものが多いことから、その経営の悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないよう、個々の公営企業会計においても、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定を義務づけ、自律的な経営改善を促すこととすべきである。また、このことにより、公営企業会計の経営が悪化した場合に普通会計に与える影響も未然に防止することが可能となる。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律骨子

I 健全化判断比率の公表等

- ①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率

II 財政の早期健全化

- 1 財政健全化計画
- 2 財政健全化計画の策定手続等
- 3 国等の勧告等

III 財政の再生

- 1 財政再生計画
- 2 財政再生計画の策定手続、国の同意、実施状況等
- 3 地方債の起債の制限
- 4 国の調査、勧告等
- 5 地方財政法第5条(地方債の制限)の特例

IV 公営企業の経営の健全化

V その他

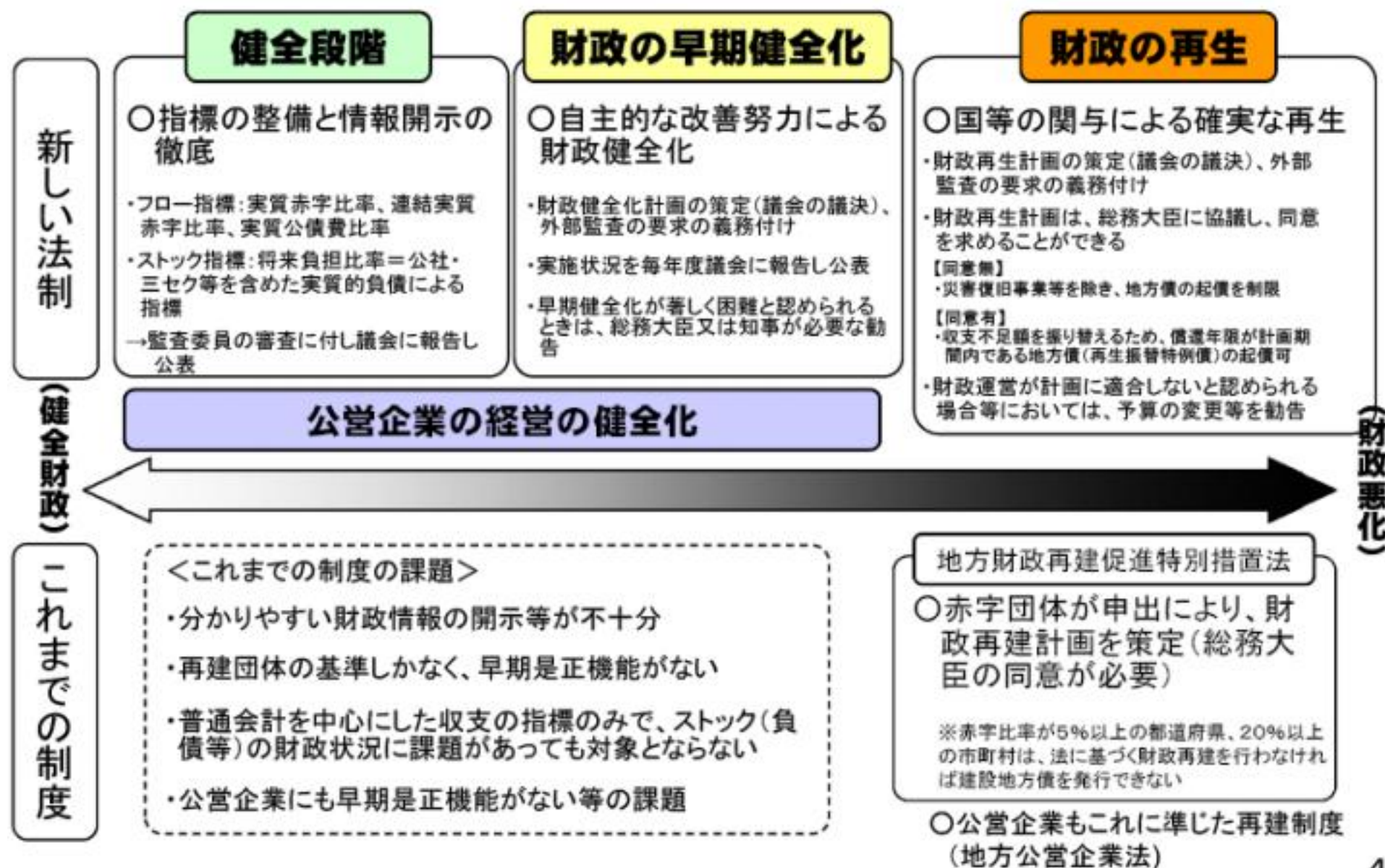
- 1 外部監査
- 2 施行期日等

地方公共団体の財政の健全化に関する 法律 ポイント

- 新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日)
- 6月15日、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、財政健全化法)が成立
- これまでの地方財政再建促進特別措置法に代わり、財政健全化法にもとづく地方公共団体の新しい財政再建制度が整備される。
- 旧法に基づく財政再建制度と異なる特徴
- [1]財政健全化の過程に「早期健全化」「財政再生」の2段階のスキーム
- [2]そのための判断指標として新たな財政指標導入
- [3]指標が一定以上になると「財政健全化計画」「財政再生計画」の策定

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

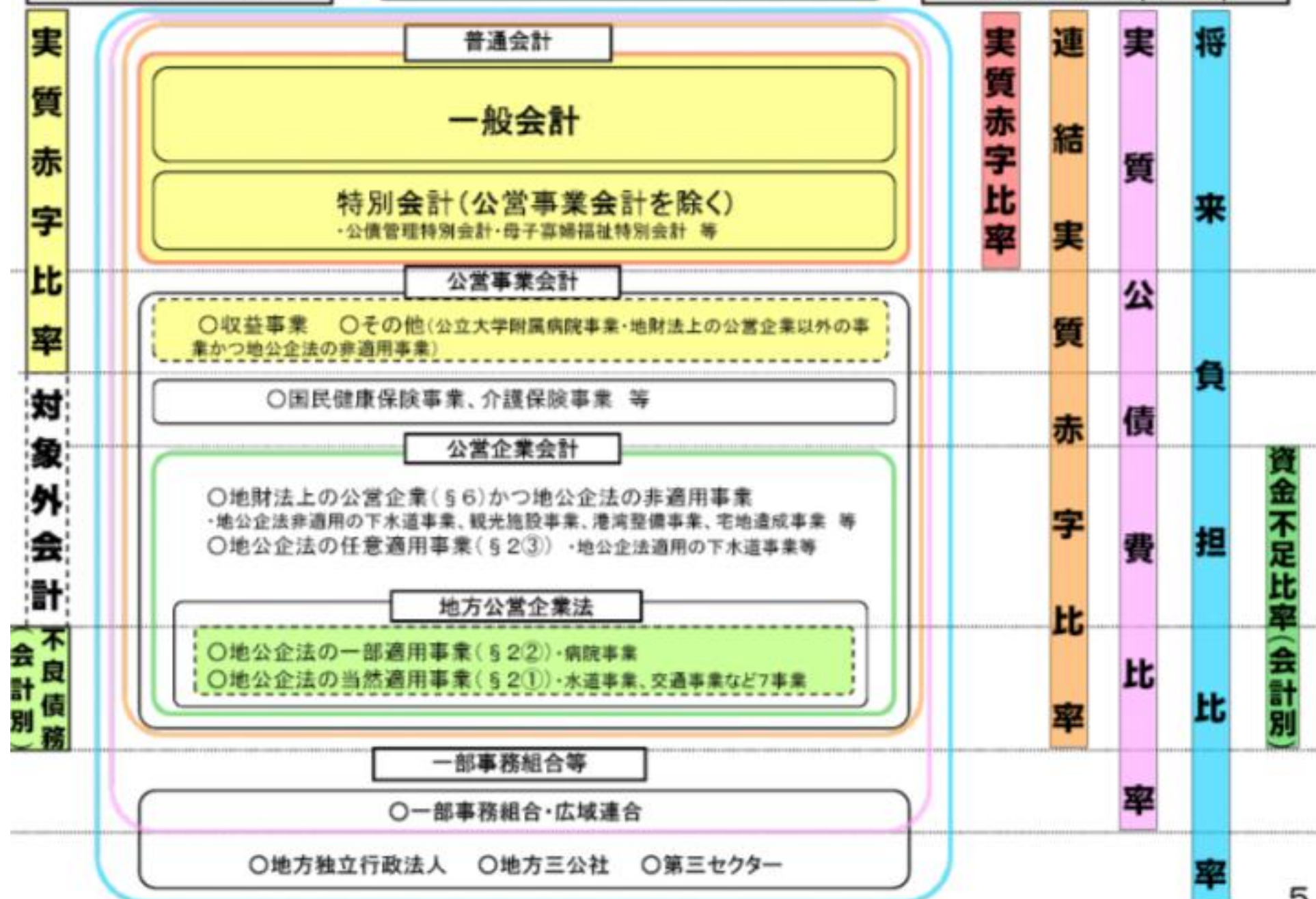
(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



地方公共団体の会計

今までの指標の対象範囲

指標の対象範囲(イメージ)



健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

地方公共団体の財政の健全化の推進

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。

財政の早期健全化

財政健全化計画の策定、
外部監査の要求 等

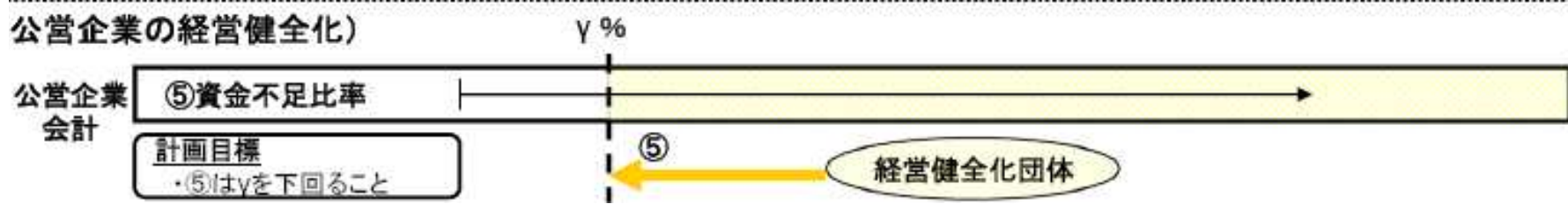
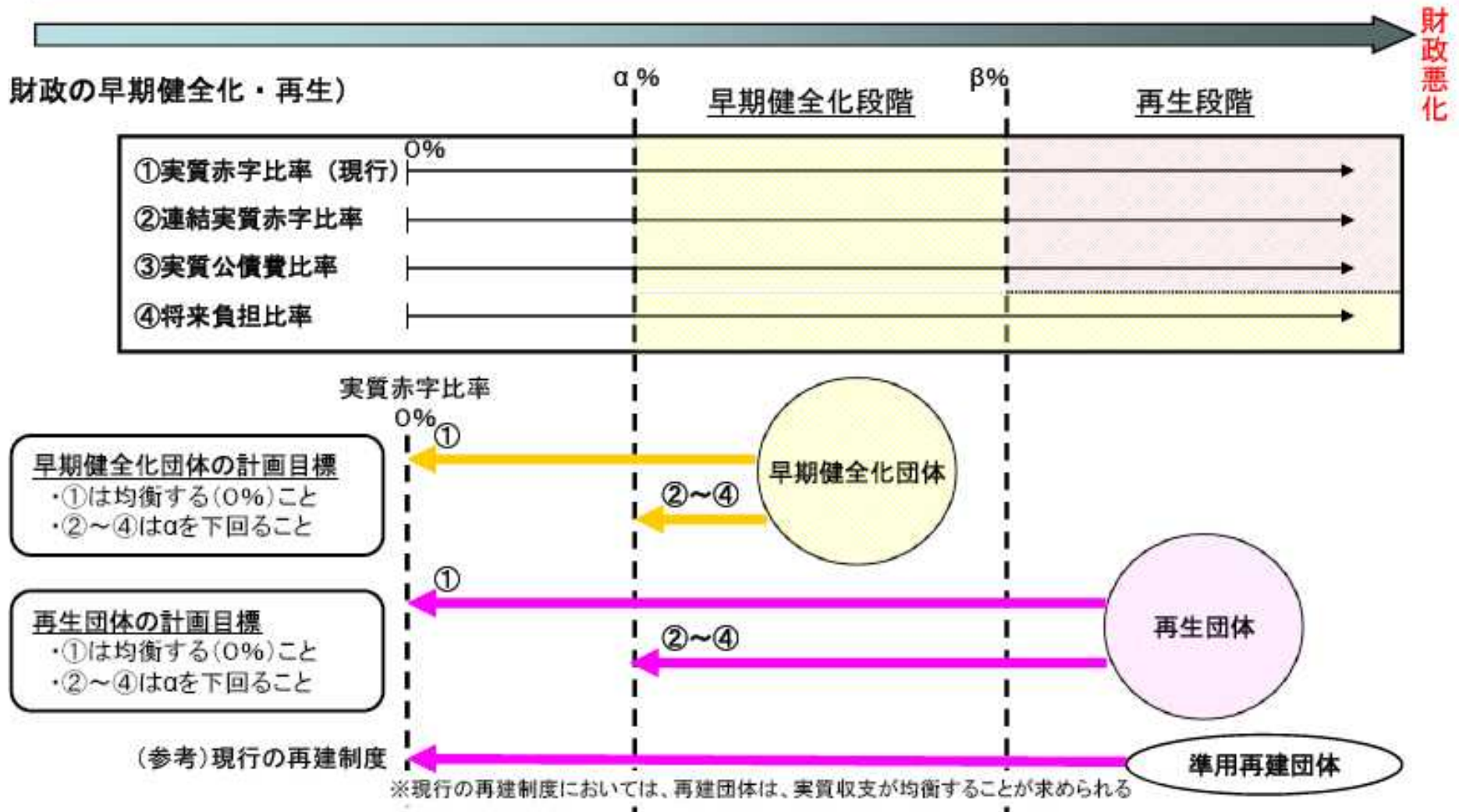
財政の再生

財政再生計画の策定、計画について
国の同意手続、地方債の制限、再生
振替特例債 等

	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県:3.75% 市町村:財政規模に応じ11.25~15%	都道府県:5% 市町村:20%
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県:8.75% 市町村:財政規模に応じ16.25~20%	都道府県:15%(※) 市町村:30%(※)
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	都道府県・市町村:25%	都道府県・市町村:35%
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき 実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市:400% 市町村:350%	-
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足の比率	20%	-

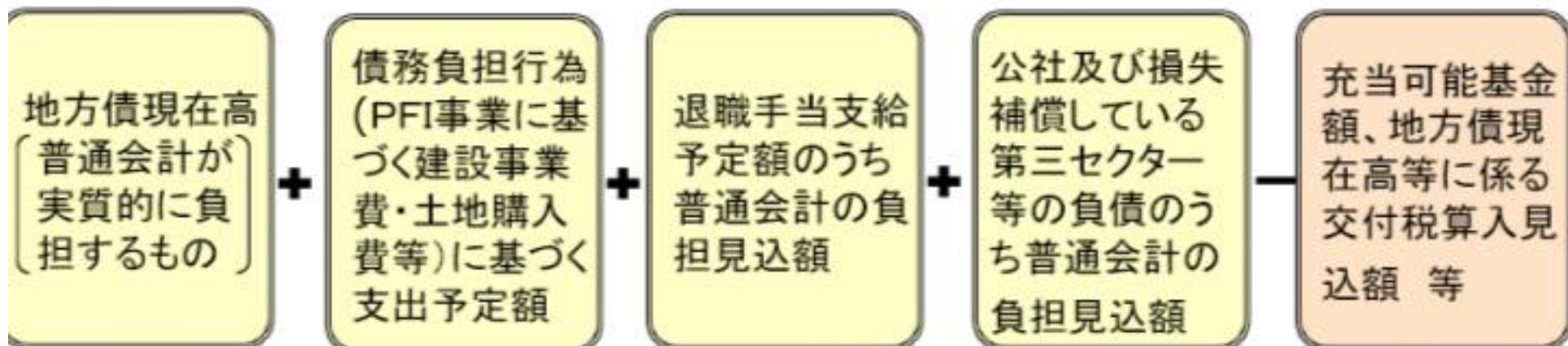
(※) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(10~5%引上げ)を設ける予定。

財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



財政悪化

将来負担比率の概要



標準財政規模 - 元利償還金等に係る
交付税算入額

損失補償債務に係る一般会計負担見込額の算定基準

地方公共団体からの財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償

標準評価方式

- ①～③により地方公共団体が損失補償を付した法人に対する金融機関等からの融資を、以下の債務区分に分類。
- A) 正常償還見込債務(10%以上)、 B) 地方団体要関与債務(30%以上)、 C) 地方団体要支援債務(50%以上)、
 - D) 地方団体実質管理債務(70%以上)、 E) 地方団体実質負担債務(90%以上)

- ① 財務諸表評価方式（公表された財務諸表等から債務区分等を判定する方法）
 - I 一般法人型
 - II インフラ法人型
 - III 不動産取引型
- ② 外形事象評価方式（経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法）
- ③ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

個別評価方式

- ① 資産債務個別評価方式
- ② 個別経営計画評価方式
- ③ 損失補償付債務償還費補助評価方法

公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

$$\text{損失補償見込額} = \text{損失補償残高} \times \text{平均残存年数} \times \text{損失補償実行率}$$

その他の形態の損失補償、債務保証

第三セクター等の対外債務と損失補償・債務保証

※下表の会社法法人・民法法人は①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるものの財政的支援(補助金、貸付金、損失補償)を受けている法人の合計。

	法人数 (A)	対外債務を負っている法人数(B)	割合 (B)/(A)	対外債務の額 (億円)	損失補償債務残高を有する法人				債務保証残高を有する法人				損失補償債務残高 + 債務保証残高 (億円)
					法人数 (C)	割合 (C)/(A)	割合 (C)/(B)	額 (億円)	法人数 (D)	割合 (D)/(A)	割合 (D)/(B)	額 (億円)	
会社法法人	2,689	1,143	42.5%	33,533	213	7.9%	18.6%	4,607	-	-	-	-	-
民法法人	3,835	658	17.2%	20,731	303	7.9%	46.0%	16,157	-	-	-	-	-
三セク計 (25%以上出資等)	6,524	1,801	27.6%	54,264	516	7.9%	28.7%	20,764	-	-	-	-	-

住宅公社	57	48	84.2%	14,505	24	42.1%	50.0%	7,001	-	-	-	-	-
道路公社	42	41	97.6%	22,578	1	2.4%	2.4%	148	41	97.6%	100.0%	22,178	22,326
土地公社	1,106	805	72.8%	38,426	63	5.7%	5.7%	3,073	712	64.4%	88.4%	33,156	36,229
三公社計	1,205	894	74.2%	75,509	88	7.3%	9.8%	10,222	753	62.5%	84.2%	55,334	65,556

総合計	7,729	2,695	34.9%	129,773	604	7.8%	22.4%	30,986	753	62.5%	84.2%	55,334	86,320
-----	-------	-------	-------	---------	-----	------	-------	--------	-----	-------	-------	--------	--------

(出典:「H19年度第三セクター等の状況に関する調査」)

健全化問題：視点3：
市場からのガバナンス
—地方債市場構造の分析—

地方債市場の環境変化(1)

従来のスキーム

- 地方債の発行:許可制
- 公的資金(政府資金及び公営公庫資金)の充当
:地方債計画
- 償還財源の確保:地方財政計画
- 地方財政対策:交付税と地方債
- 破綻時の対応:地方財政再建促進特別措置法
⇒国による信用補完
⇒「自治体間に信用力格差は存在しない」

地方債市場の環境変化(2)

近年における変化

- 地方債の発行：許可制⇒協議制
統一条件⇒個別条件
- 財投改革：公的資金の減少
- 地方財政改革：地方交付税の縮減
- 自治体破綻(再生)法制の検討：債務調整(?)
⇒各自治体の信用力格差が地方債の発行条件と
流通利回りにより強く反映されるように(?)

地方債市場の現状(1)

地方債の資金別構成

○地方債計画(2008年度(当初)) : 12兆4,776億円

○地方債の資金別構成(2008年度(当初))

(単位: %、カッコ内は2001年度)

公的資金	36.6(59.2)
うち政府資金	26.0(47.3)
公営公庫資金	1.7(11.9)
公営金融機構	9.0 (—)
民間資金	63.4(40.8)
うち市場公募債	27.2(10.2)
銀行等引受	36.1(30.5)

地方債市場の現状(2)

市場公募債発行団体の推移

2002年度まで 28団体(16都道府県12政令市)

(都道府県)

北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、
京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県

(政令市)

札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、
京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

地方債市場の現状(2)

市場公募債発行団体の推移

2002年度まで	28団体(16都道府県12政令市)
03年度(新規)	さいたま市
04年度(新規)	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県
05年度(新規)	鹿児島県、静岡市
06年度(新規)	島根県、大分市、堺市
07年度(新規)	山梨県、岡山県、新潟市、浜松市
08年度(新規)	栃木県
現在	43団体(25都道府県18都市)

地方債市場の現状(3)

市場公募債の年限構成

○2008年度の発行予定額(借換債を含む)

総額 5兆3,550億円

うち10年債 3兆6,300億円

(個別発行分2兆4,000億円、共同発行分1兆2,300億円)

5年債 9,800億円

20年債・30年債 7,450億円

地方債市場の現状(4)

発行条件の決定方式

- 2002年3月まで 統一条件決定方式
(自治省とシ団代表行(興銀))
- 02年4月 2テーブル方式導入
(東京都とその他、交渉は総務省に委任)
- 04年4月 東京都と横浜市が個別方式に移行
- 06年4月 神奈川県と名古屋市が個別方式に移行
- 5月 合同条件決定方式に移行
(総務省への委任をとりやめ)
- 9月 全面的に個別条件決定方式に移行

地方債市場の現状(5)

公正取引委員会見解

「市場公募地方債の統一条件交渉方式について」

(2006年8月14日)

1. 本来、市場公募地方債の発行条件は、個々の地方公共団体の信用力、当該地方債の発行額等を反映して市場において決定されるべきものである。
2. 従来、地方債許可制度の下で、一部の地方債の発行において統一条件交渉方式が採られてきたが、本年度から新たな協議制度が施行されたことを契機に、上記1の市場公募地方債の本来の姿を実現すべく、早急に、市場公募地方債の発行条件の統一条件交渉方式の廃止に向けた具体的な検討が行われることが競争政策上望ましい。

地方債市場の現状(6)

自治体格付け

○自治体格付け

[非依頼格付け]

格付投資情報センター(R&I) 39団体
(2008年末に取り下げ予定)

日本格付研究所(JCR) 38団体
(2008年2月に撤回)

[依頼格付け]

格付投資情報センター(R&I) 3団体

日本格付研究所(JCR) 1団体

スタンダード・プアーズ(S&P) 6団体

ムーディーズジャパン (MDY) 9団体

地方債市場の現状(6)

自治体格付け

市場公募地方債発行団体の依頼格付け

団体名	R&I	JCR	S&P	MDY
東京都			AA	Aa1
新潟県				Aa1
静岡県	AA+			Aa1
岡山県	AA			
福岡県				Aa1
千葉市			A+	
横浜市			AA-	
新潟市			AA-	
浜松市				Aa1
名古屋市				Aa1
京都市			A+	Aa1
大阪市		AA+	AA-	Aa1
神戸市	AA			
福岡市				Aa1

地方債市場の現状(6)

自治体格付け

○自治体の信用力の評価基準(R&I)

(1)域内の経済力

(2)債務の規模と返済に回せる資金のバランス

(3)財政収支の構造とその動向

(4)財政運営能力

○自治体格付けは、単体としての信用力評価とシステムサポートに対する評価の双方に依存。

自治体の財政状況と地方債利回り(1)

分析対象と推定方法

- 市場公募地方債の流通市場を対象に各自治体の財政状況(信用力)と地方債利回りの関係を検証
- 対象団体:24団体(13都道府県11政令市)
- 対象期間:2003年、05年及び06年(各年9月末現在)
- 推定式

$$\text{SPREAD}_{it} = \alpha + \beta Z_{it} + \gamma X_{it} + \delta D_t + \varepsilon_{it}$$

SPREAD_{it} : 地方債流通利回り(対国債スプレッド)

Z_{it} : 自治体の財政状況(信用力)を表す変数

X_{it} : 地域経済・地域金融の状況を表す変数

D_t : 時点ダミー

自治体の財政状況と地方債利回り(2)

データ

○データ

(1)対国債スプレッド

市場公募地方債(10年債)流通利回り

長期国債(10年物利付国債)流通利回り

(2)各自治体の信用力・財政状況

自治体格付け(R&I及びJCRによる格付け)

財政指標(財政力指数・経常収支比率・自主財源比率

・地方債現在高倍率)

(3)地域経済・地域金融の状況

預貸率

都銀/地銀タミ一

自治体の財政状況と地方債利回り(2)

データ: 地方債の流通利回り(スプレッド)

(単位: bps)

団体名	格付け		対国債スプレッド			対国債スプレッドの変化幅	
	R&I	JCR	2003年	2005年	2006年	03年~05年	05年~06年
北海道	AA-	AA-	13	13	35	0	22
埼玉県	AA+	AA+	9	8	17	-1	8
千葉県	AA+	AA	9	9	15	0	6
東京都	AAA	AA+	6	7	14	1	8
神奈川県	AA	AA+	9	8	16	-2	8
新潟県	AA	AA+	8	10	17	2	6
静岡県	AA+	AA+	8	9	16	0	7
愛知県	AA	AA+	9	9	16	-1	8
京都府	AA+	AA+	9	8	16	-1	7
大阪府	AA-	AA-	15	13	34	-2	20
兵庫県	AA-	AA	13	13	33	0	20
広島県	AA	AA	9	9	16	0	8
福岡県	AA	AA+	8	8	16	0	8
札幌市	AA	AA+	8	9	16	1	7
千葉市	AA+	AA	8	10	15	2	5
横浜市	AA+	AA	7	9	16	2	7
川崎市	AA	AA+	8	9	16	0	7
名古屋市	AA	AA	8	9	16	1	8
京都市	AA-	AA-	10	9	18	-1	9
大阪市	AA-	AA-	12	13	35	1	22
神戸市	AA-	AA-	13	14	33	1	19
広島市	AA	AA-	9	10	18	1	8
北九州市	AA	AA+	9	10	16	1	6
福岡市	AA	AA	9	9	18	1	9

(注1) R&Iの格付けは06年5月18日時点、JCRの格付けは05年7月28日時点のものである。

(注2) 対国債スプレッドは各年9月末(最終営業日)時点のものである。

自治体の財政状況と地方債利回り(2)

データ:自治体格付け

図表1 市場公募地方債発行団体の格付けの状況

団体名	格付投資情報センター(R&I)			日本格付研究所(JCR)		
	03/03/2005	05/18/2006	03/29/2007	11/14/2002	01/28/2004	07/28/2005
北海道	AA-	AA-	AA-	AA+	AA-	AA-
埼玉県	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+
千葉県	AA+	AA+	AA+	AA+	AA	AA
東京都	AA+	AAA	AAA	AA+	AA+	AA+
神奈川県	AA	AA	AA+	AA+	AA	AA+
新潟県	AA	AA	AA	AA+	AA+	AA+
静岡県	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+
愛知県	AA	AA	AA+	AA+	AA+	AA+
京都府	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+
大阪府	AA-	AA-	AA	AA	AA-	AA-
兵庫県	AA-	AA-	AA	AA	AA	AA
広島県	AA	AA	AA	AA+	AA	AA
福岡県	AA	AA	AA	AA+	AA+	AA+
札幌市	AA	AA	AA	AA+	AA+	AA+
千葉市	AA+	AA+	AA+	AA+	AA	AA
横浜市	AA+	AA+	AA+	AA+	AA	AA
川崎市	AA	AA	AA	AA+	AA+	AA+
名古屋市	AA	AA	AA	AA+	AA	AA
京都市	AA-	AA-	AA-	AA	AA-	AA-
大阪市	AA-	AA-	AA-	AA	AA-	AA-
神戸市	AA-	AA-	AA ^{*1}	AA	AA-	AA-
広島市	AA	AA	AA	AA	AA-	AA-
北九州市	AA	AA	AA	AA+	AA+	AA+
福岡市	AA	AA	AA	AA+	AA	AA

*1 この格付けは発行体の依頼に基づく格付けである(2007年1月10日公表)。

自治体の財政状況と地方債利回り(2)

図表1 市場公募地方債発行28団体の概況

団体名	市場公募債 発行開始年	指定金融機関
(都道府県)		
北海道	1973	北洋銀行
宮城県	1975	七十七銀行
茨城県	1989	常陽銀行
埼玉県	1975	埼玉りそな銀行(旧埼玉(あさひ)銀行)
千葉県	1975	千葉銀行
東京都	1952	みずほ銀行
神奈川県	1973	横浜銀行
新潟県	1989	第四銀行
長野県	1989	八十二銀行
静岡県	1973	静岡銀行
愛知県	1973	三菱東京UFJ銀行(旧東海銀行)
京都府	1975	京都銀行
大阪府	1952	りそな銀行(旧大和銀行)
兵庫県	1952	三井住友銀行
広島県	1973	広島銀行
福岡県	1973	福岡銀行
(政令市)		
札幌市	1973	北洋銀行
仙台市	1989	七十七銀行
千葉市	1994	千葉銀行
横浜市	1952	横浜銀行
川崎市	1973	横浜銀行
名古屋市	1952	三菱東京UFJ銀行(旧東海銀行)
京都市	1975	三菱東京UFJ銀行(旧三和銀行)
大阪市	1952	4行による輪番制
神戸市	1952	三井住友銀行
広島市	1982	広島銀行
北九州市	1973	みずほ銀行・福岡銀行(輪番制)
福岡市	1973	福岡銀行

(注1)丹羽(2003)をもとに加筆修正を行なって作成した。
 (注2)指定金融機関の欄のカッコ内は合併前の旧行名である。

自治体の財政状況と地方債利回り(3)

推定結果(R&Iデータ)

図表4 格付けと地方債利回り(R&Iデータ)

被説明変数:市場公募債利回り(対国債スプレッド(%))

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
定数項	0.074 (0.000)	0.082 (0.001)	0.072 (0.000)	0.079 (0.004)	0.052 (0.155)	0.055 (0.313)
格付け						
AA+ (AAPLUS)	-0.005 (0.318)	-0.005 (0.295)	-0.005 (0.366)	-0.005 (0.346)	-0.002 (0.678)	-0.002 (0.679)
AA- (AAMINUS)	0.072 (0.000)	0.072 (0.000)	0.074 (0.000)	0.074 (0.000)	0.067 (0.000)	0.065 (0.000)
預貸率		-0.011 (0.748)		-0.011 (0.756)		-0.001 (0.976)
地銀ダミー			0.003 (0.755)	0.003 (0.761)		-0.002 (0.809)
財政力指数					-0.012 (0.543)	-0.014 (0.500)
地方債現在高倍率					0.010 (0.286)	0.010 (0.284)
時点ダミー						
2005年(DUM05)	0.007 (0.268)	0.007 (0.284)	0.007 (0.267)	0.007 (0.282)	0.003 (0.696)	0.003 (0.702)
2006年(DUM06)	0.108 (0.000)	0.108 (0.000)	0.108 (0.000)	0.108 (0.000)	0.106 (0.000)	0.105 (0.000)
自由度修正済決定係数	0.766	0.763	0.763	0.759	0.767	0.760

(注)各係数のカッコ内はp値(有意確率)である。

自治体の財政状況と地方債利回り(3)

推定結果(JCRデータ)

図表5 格付けと地方債利回り(JCRデータ)

被説明変数: 市場公募債利回り(対国債スプレッド(%))

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
定数項	0.112 (0.000)	0.110 (0.000)	0.118 (0.000)	0.119 (0.000)	0.064 (0.101)	0.079 (0.130)
格付け						
AA+ (AAPLUS)	-0.024 (0.010)	-0.024 (0.009)	-0.021 (0.012)	-0.021 (0.010)	-0.017 (0.061)	-0.014 (0.081)
AA- (AAMINUS)	0.060 (0.009)	0.059 (0.009)	0.056 (0.016)	0.056 (0.015)	0.056 (0.011)	0.049 (0.022)
預貸率		0.002 (0.954)		-0.001 (0.983)		0.016 (0.614)
地銀ダミー			-0.014 (0.191)	-0.014 (0.197)		-0.021 (0.041)
財政力指数					-0.028 (0.224)	-0.045 (0.072)
地方債現在高倍率					0.020 (0.022)	0.019 (0.034)
時点ダミー						
2005年(DUM05)	-0.018 (0.014)	-0.018 (0.013)	-0.016 (0.031)	-0.016 (0.029)	-0.022 (0.004)	-0.018 (0.015)
2006年(DUM06)	0.083 (0.000)	0.083 (0.000)	0.085 (0.000)	0.085 (0.000)	0.082 (0.000)	0.085 (0.000)
自由度修正済決定係数	0.700	0.696	0.706	0.701	0.733	0.746

(注)各係数のカッコ内はp値(有意確率)である。

自治体の財政状況と地方債利回り(3)

推定結果(各種財政指標)

図表6 財政指標と地方債利回り

被説明変数:市場公募債利回り(対国債スプレッド(%))

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
定数項	-0.350 (0.003)	-0.304 (0.004)	-0.107 (0.050)	-0.346 (0.002)	-0.004 (0.930)	-0.330 (0.001)	-0.069 (0.191)
財政力指数	-0.194 (0.006)	-0.031 (0.203)	-0.210 (0.003)		-0.023 (0.387)		
経常収支比率	0.299 (0.003)	0.357 (0.000)		0.336 (0.000)		0.346 (0.000)	
自主財源比率	0.346 (0.008)		0.395 (0.003)	0.316 (0.511)			0.058 (0.272)
地方債現在高倍率	0.033 (0.003)	0.026 (0.007)	0.041 (0.001)	0.033 (0.002)	0.034 (0.002)	0.031 (0.002)	0.042 (0.001)
時点ダミー							
2005年(DUM05)	-0.007 (0.389)	-0.004 (0.554)	-0.011 (0.187)	-0.007 (0.336)	-0.008 (0.214)	-0.006 (0.375)	-0.012 (0.124)
2006年(DUM06)	0.092 (0.000)	0.101 (0.000)	0.087 (0.000)	0.097 (0.000)	0.097 (0.000)	0.099 (0.000)	0.092 (0.000)
自由度修正済決定係数	0.728	0.668	0.686	0.663	0.606	0.666	0.609

(注)各係数のカッコ内はp値(有意確率)である。

自治体の財政状況と地方債利回り(4)

推定結果のまとめ

- 発行体格付けがAA格とAA一格の市場公募地方債の間には5ないし7bps程度の有意なスプレッド格差が生じており、地方債の利回り(対国債スプレッド)が各自治体の財政状況(信用力)を反映する形で形成されていることが確認される。
 - 経常収支比率と地方債現在高倍率が市場公募債の利回りと有意なプラスの相関を持ち、財政状況の悪化が地方債のスプレッドを拡大させる方向に働くことが確認される。
- ⇒「自治体間に信用力の格差は存在しない」という従来の見解は、少なくとも最近時点については棄却される。

債務調整の是非(1)

債務調整のメリットとデメリット

- 本稿の分析にしたがえば、債務調整の導入等、地方債の発行を支えてきた信用補完のスキームの見直しが行なわれた場合、地方債の対国債スプレッドの全般的な上昇と銘柄(発行団体)間のスプレッド格差の拡大が生じることが予想される。
 - ⇒自治体の資金調達コストが上昇
 - ⇒この点からは債務調整の導入は自治体の財政運営にとってマイナスの要因
- しかしながら、各自治体の財政状況に応じて地方債のスプレッドが速やかに調整されていくことには、自治体の財政運営に適切な規律付けがもたらされるというメリットもある。

債務調整の是非(3)

市場規律による補完

- 地方債や一時借入金について債務調整が行われる可能性のあるスキームのもとでは、過大投資等による財政収支の悪化は資金調達コストの上昇や新規融資の停止につながり、不適切な財政運営の是正が市場を通じて行われることになる。
- ⇒地方債市場における規律付けは、新たな再生法制における早期是正措置を補完するもの
- ⇒この点からは債務調整の導入は自治体の財政運営にとってプラスの要因

債務調整等に関する調査研究会

第三セクター等の資金調達に関する

損失補償のあり方について(中間まとめ) 20071017

- ① 地方公共団体の財政規律を強化する観点から、第三セクター等の資金調達に関し地方公共団体が行う損失補償について、規律の強化を図るために新たな仕組みを設けることが必要である。
- ② しかしながら、こうした損失補償契約を締結する地方公共団体の権能について法律上新たな制約を設けることは、地方公共団体の自己決定・自己責任原則の確立を目指す地方分権改革等との関係において、引き続き十分な検討を行うことが必要である。
- ③ 特に、第三セクター等に係る損失補償の中には、国の施策と関連して設立された第三セクター等に係るものや、国の施策上締結が前提となっている損失補償契約もあり、これらについて国として新たな制約を制度化するとすれば、引き続き広範な検討・調整作業を重ねることが必要であろう。
- ④ したがって、当面、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、第三セクター等に係る財政規律の確保を図るための方策として、まずは総務省から地方公共団体に対しガイドライン等として一定の考え方を提示し、これを踏まえて、地方公共団体が自ら損失補償についての自己規制ルールを策定するよう要請することが適当である。

「債務調整等に関する調査研究会」開催要綱(案)

- 1. 趣旨
- 「新しい地方財政再生制度研究会(平成18年8月31日設置)」(以後「前研究会」)は、地方行財政制度の抜本的改革が進展した場合、これを前提に債務調整を導入する場合の課題を整理し、「地方分権改革の議論に結びつけていくため、さらに具体的な検討を深めていくことが必要である」とした。
- こうした経緯を踏まえ、前研究会において整理した課題等についてさらなる検討を行い、今後の地方分権改革の議論に資するため、本研究会を設置する。
- 第1回会合(平成20年6月30日開催)
第2回会合(平成20年7月24日開催)
- ○ 損失補償に関する判例等について
- ○ 損失補償に関する法的整理の事例について
-

第三セクター等の対外債務と損失補償・債務保証

※下表の会社法法人・民法法人は①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるものの財政的支援(補助金、貸付金、損失補償)を受けている法人の合計。

	法人数 (A)	対外債務を負っている法人数(B)	割合 (B)/(A)	対外債務の額 (億円)	損失補償債務残高を有する法人				債務保証残高を有する法人				損失補償債務残高 + 債務保証残高 (億円)
					法人数 (C)	割合 (C)/(A)	割合 (C)/(B)	額 (億円)	法人数 (D)	割合 (D)/(A)	割合 (D)/(B)	額 (億円)	
会社法法人	2,689	1,143	42.5%	33,533	213	7.9%	18.6%	4,607	-	-	-	-	-
民法法人	3,835	658	17.2%	20,731	303	7.9%	46.0%	16,157	-	-	-	-	-
三セク計 (25%以上出資等)	6,524	1,801	27.6%	54,264	516	7.9%	28.7%	20,764	-	-	-	-	-

住宅公社	57	48	84.2%	14,505	24	42.1%	50.0%	7,001	-	-	-	-	-
道路公社	42	41	97.6%	22,578	1	2.4%	2.4%	148	41	97.6%	100.0%	22,178	22,326
土地公社	1,106	805	72.8%	38,426	63	5.7%	5.7%	3,073	712	64.4%	88.4%	33,156	36,229
三公社計	1,205	894	74.2%	75,509	88	7.3%	9.8%	10,222	753	62.5%	84.2%	55,334	65,556

総合計	7,729	2,695	34.9%	129,773	604	7.8%	22.4%	30,986	753	62.5%	84.2%	55,334	86,320
-----	-------	-------	-------	---------	-----	------	-------	--------	-----	-------	-------	--------	--------

(出典:「H19年度第三セクター等の状況に関する調査」)

損失補償に関する法令等

昭和21年法律第24号(法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律) 「財政援助制限法」

第3条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣(地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣)の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

法人に対する地方公共団体の損失補償(行政実例)

<昭和29年5月12日自丁行発第65号行政課長から大分県総務部長あて回答>

問 財団法人大分県信用保証協会が保証する特別小口融資について地方公共団体が損失補償することは、昭和21年法律第24号第3条に抵触するか。

答 損失補償については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規制するところではないものと解する。

- 実質上は、債務保証同様、損失補償契約は実行されなければならない、少なくともこれまでの住民訴訟に対する判例では、法律違反とはいえないとの見解。

健全化問題：視点4：
公的融資からのガバナンス
—財政融資資金の融資先としての地
方公共団体の財務状況把握—

基本的な考え方

- 平成16年に財政制度等審議会財政投融资分科会において、財政投融资の実施状況が改革の趣旨を反映したものとなっているかを確認するため、全ての財投事業について財務の健全性の点検が行われた。その結果を取りまとめた「財政投融资改革の総点検について」(平成16年12月10日)において、「地方公共団体向け公的資金貸付については、貸付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックすることが求められる。」と指摘された点等を踏まえ、確実かつ有利な運用が義務づけられている財政融資資金の融資主体として、債務者たる地方公共団体の財務状況を的確に把握し、地方向け財政融資資金の融資審査の充実を図る観点から、平成17年度より財務局・財務事務所において地方公共団体(市町村)の財務状況把握を実施することとしたものである。

【地方向け財政融資資金の融資審査の充実について】

財政制度等審議会財政投融资分科会提出資料

平成16年12月23日

- 地方向け財政融資資金の融資審査の充実を図る観点から、融資主体として、債務者である地方公共団体の財務状況の十分かつ的確な把握を図ることとし、平成17年度から実施。
- 地方公共団体の決算確定後、総務省より同省が地方公共団体から徴求している予算決算関係の各種資料の提供を受け、財務局・財務事務所において、個別地方公共団体の財務状況を把握。
- 上記を経て、財務内容の聴取が必要と認められる特定の地方公共団体に対しては、ヒアリングを実施。

1. 地方公共団体の財務状況把握実施の背景

財政投融资改革の総点検

(平成16年12月10日財政制度等審議会財投分科会報告)

- 地方公共団体の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックする必要

地方債の許可制度から協議制度への移行

- 地方公共団体の財政の自主性が向上

确实かつ有利な運用が義務付けられている財政融資資金の融資主体として、債務者である地方公共団体の財務状況を的確に把握する必要

平成17年度より、地方公共団体の財務状況把握を実施
※都道府県を除く、全市町村を対象

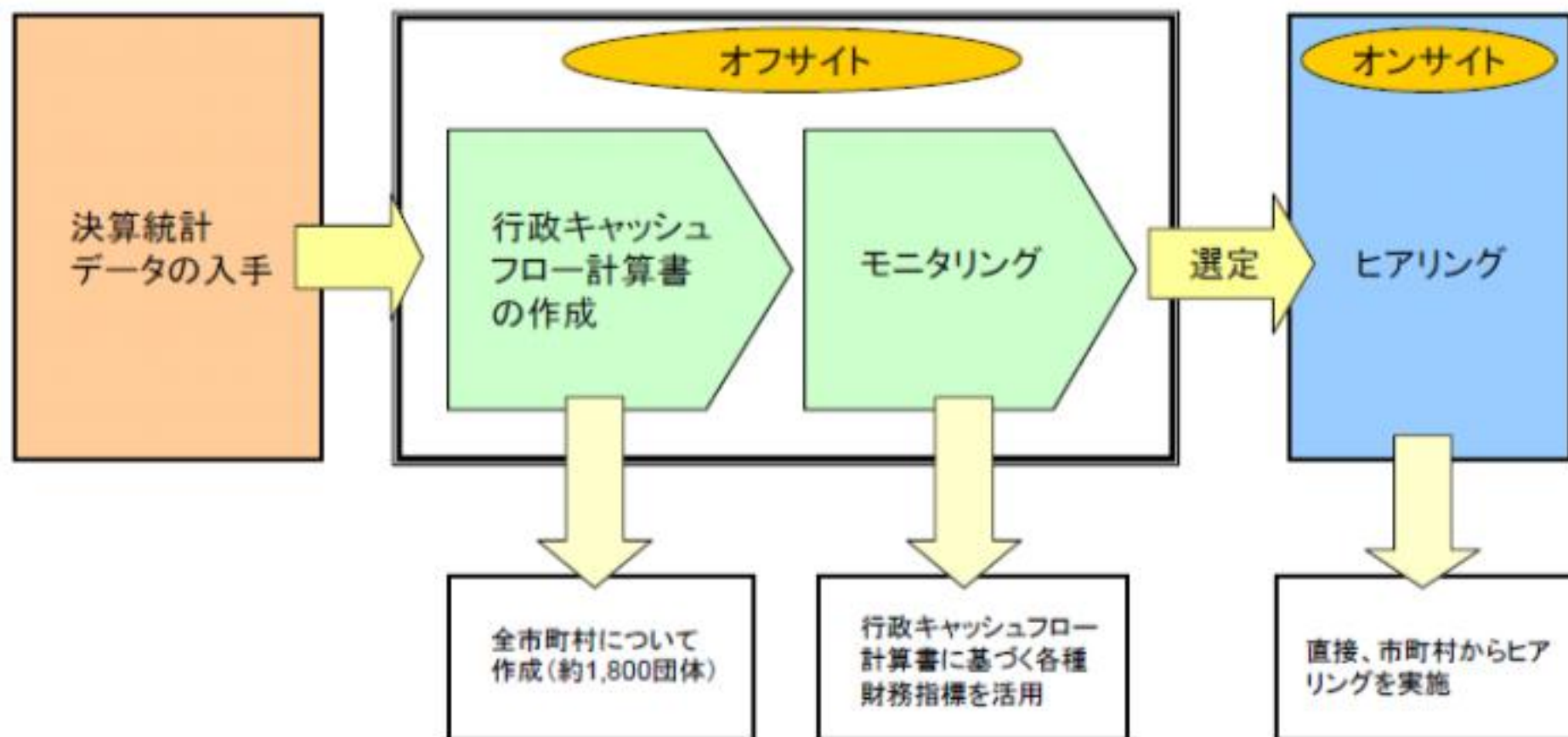
2. 財務状況把握についての基本的な考え方

貸し手としては、借り手である地方公共団体の債務償還能力や資金繰り状況を把握することが重要

しかし、現行の地方公共団体の決算は、歳入歳出のみ(フロー概念中心)
→借入(負債の増加)や積立金の取り崩し(資産の減少)は、収入としてしか捉えられない
→ストック概念をあわせた分析ツールが必要

『地方財政状況調査表(=決算統計)』のデータを組み替えることにより、
団体毎に『行政キャッシュフロー計算書』を作成
→『行政キャッシュフロー計算書』を利用して、債務償還可能年数や行政
経常収支率等を算出

3. 財務状況把握業務の流れ



3-1. オフサイト・モニタリング

○ 行政キャッシュフロー計算書の構成

行政活動の部

行政サービスのための収入・支出
地方税、地方交付税、使用料・手数料
人件費、支払利息、扶助費、補助費、繰出金

損益計算書的なもの

行政活動の部における行政経常収支は、償還原資として債務償還能力に重要な影響を与えると同時に、経常的な行政活動による資金繰り状況を反映

投資活動の部

資産形成につながる収入・支出
国庫支出金(建設事業)、財産売却収入、貸付金回収
普通建設事業費、貸付金

貸借対照表 資産(固定資産)の部の増減

財務活動の部

負債の増減につながる収入・支出
地方債
元金償還

貸借対照表 負債(借入金)の部の増減

○ 行政キャッシュフロー分析における財務指標

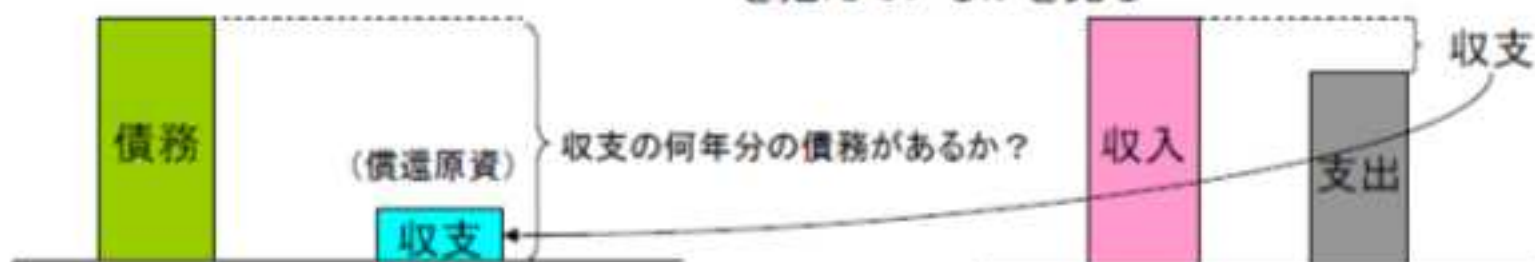
債務償還可能年数(単位:年)

算式

実質債務 / 行政経常収支

意義

1年間で生み出される償還原資の何倍の債務を抱えているかを見る



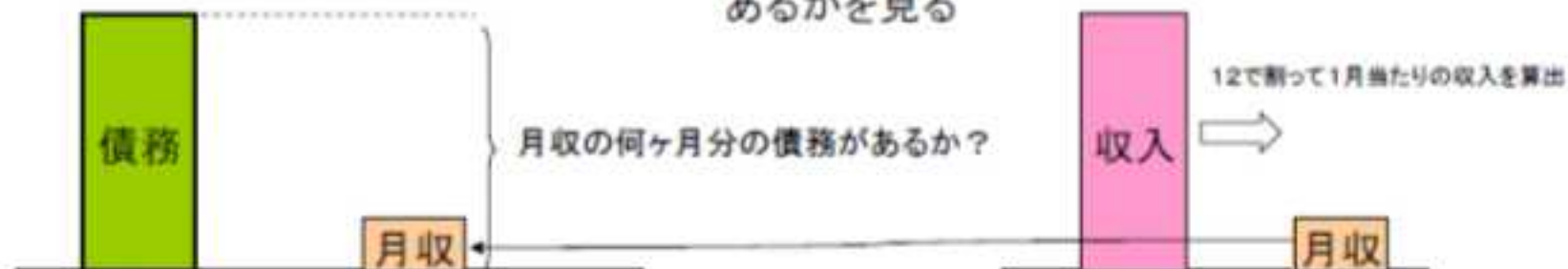
実質債務月収倍率(単位:月)

算式

実質債務 / (行政経常収入 ÷ 12)

意義

一月当たりの収入の何ヶ月分の債務があるかを見る



(注) 実質債務 = 地方債現在高 + 有利子負債相当額 - 積立金等

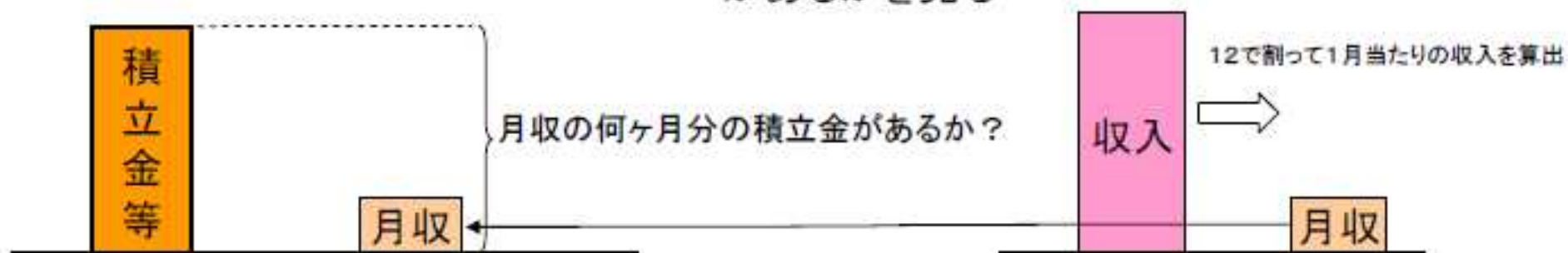
積立金等月収倍率(単位:月)

算式

$$\text{積立金等} / (\text{行政経常収入} \div 12)$$

意義

一月当たりの収入の何ヶ月分の積立金があるかを見る



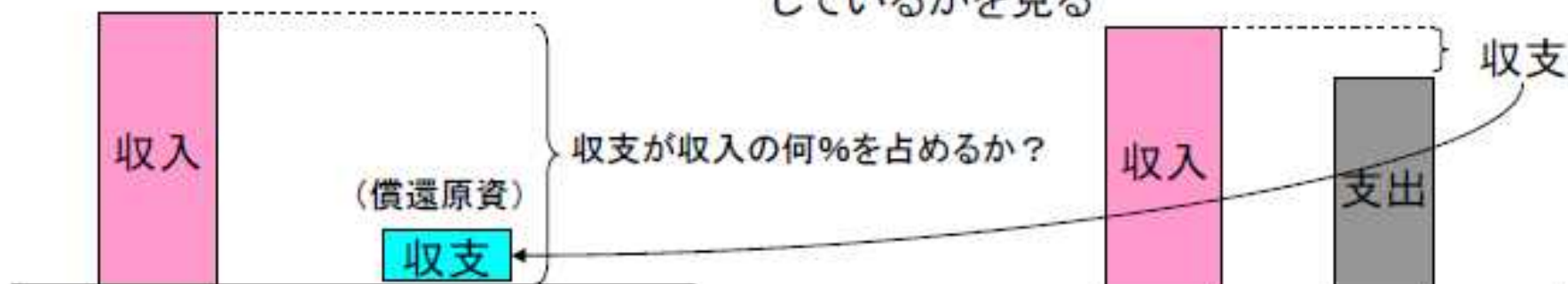
行政経常収支率(単位:%)

算式

$$\text{行政経常収支} / \text{行政経常収入}$$

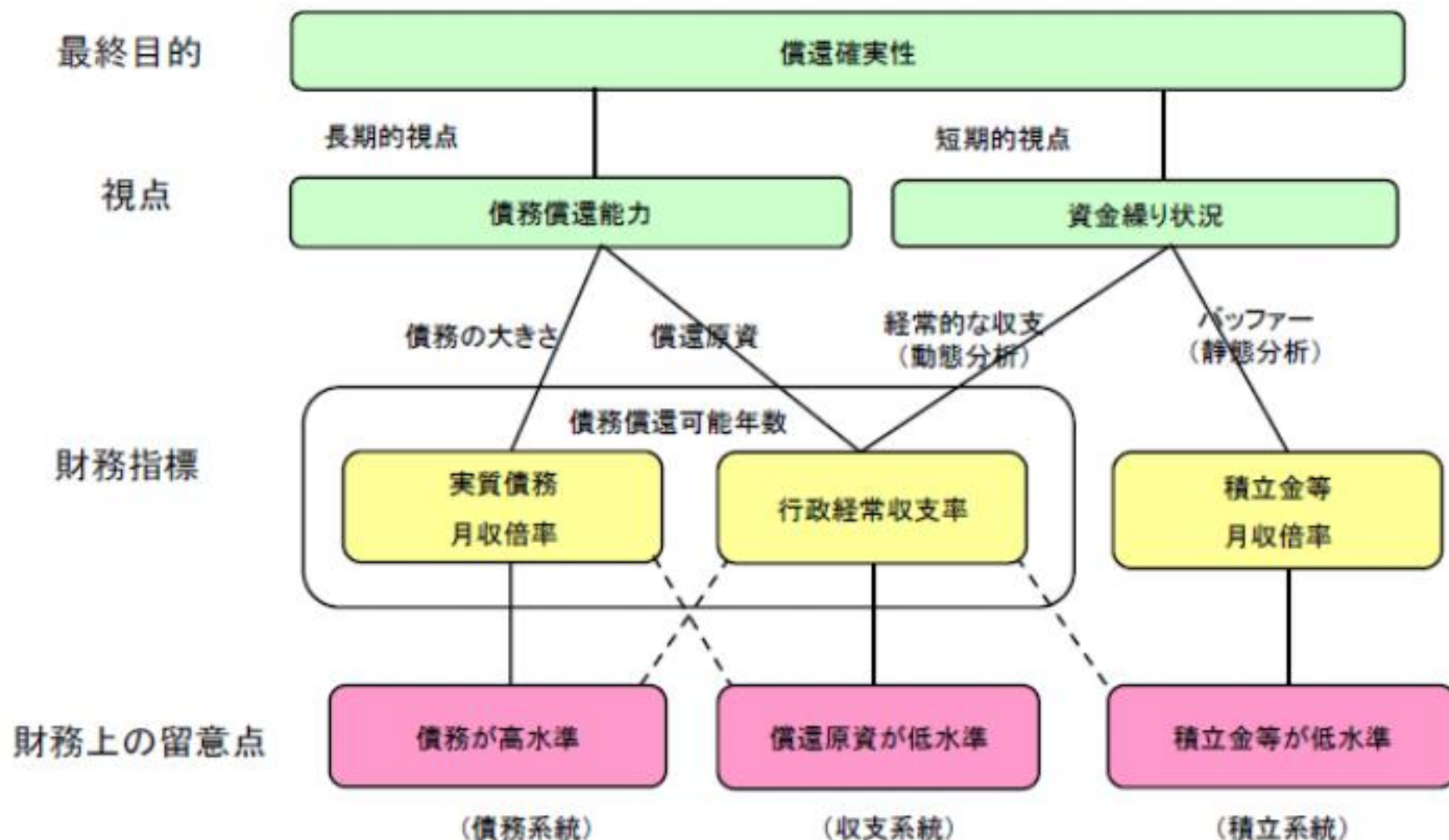
意義

収入からどの程度の償還原資を生み出しているかを見る



○ 償還確実性と財務上の留意点

財務上の留意点は、債務系統、積立系統、収支系統に整理できる。



健全化問題：視点4：
自治体内部（住民視点）のガバナンス

地方自治ガバナンス

- 自治体意識改革：事業の透明性、事業評価
- 自治体内部監査
- 自治体外部監査
- 議会のチェック
- 住民からのチェック(情報公開)
- オンブズマン

分析紹介1

： 財政運営の透明性(情報公開、政策評価)と事業効率性
赤井伸郎・山下耕治(長崎大学)

- 数多くある透明性確保の手段で、どの手段が本当に非効率な財政運営を阻むことができるのかを明らかにし、財政の透明性の在り方を検討
- ○実証分析の結果
 - 政策評価の数値化等を通じた行政内部からの職員の意識改革を喚起するタイプの制度が地方自治体の費用最小化インセンティブに寄与している。
- ○有効な制度設計の方向性
 - 財政の効率化を図る有効な方策は、政策評価の数値化等を通じて、行政内部での意思決定ルールの改善で職員を意識的に規律付ける制度である。

分析紹介2：情報公開、説明責任と事業効率性

－土地開発公社の不良資産からの考察－

赤井伸郎・金坂成通

- 土地公社の土地の塩漬け率(10年超)」または「不良資産率」を表す事業の非効率性指標と、行政活動の透明性の確保、すなわち情報公開制度の導入との関係を実証。
- ⇒情報公開制度導入は、導入直後にすぐ効果を発揮するものではない(公布後の経過日数が有意)が、導入による意識改革は、事業の効率化に寄与していること示唆された。

健全財政持続のためのガバナンス

- 適正なガバナンス制度の構築：目標は、透明性と情報公開・モニタリングを通じた説明責任による職員の意識改革。
- ガバナンス強化のための効率的で効果的なモニタリング：モニタリング主体に責任を持たせることが重要。
- 責任の明確化には限界もある。⇒ 多面的なモニタリングが効果的。